

議案第158号

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年静岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

(静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年静岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、この条例」とあるのは、「令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する管理者(以下この

項において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、この条例」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第4条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。